

浄水器・活水器等の

悪徳訪問販売にご注意を!!

近年、嘉手納町内において「水道タンク又は給水管(水道管)を清掃する」と家を訪問し、その後浄水器・活水器を詳細な説明もなく取り付け、高額(約30万円～)な請求をする業者が出回っております。

その内一部の業者は、契約書も交わさずに料金を受け取るという、大変悪質な業者です。

町民の皆様におかれましては下記の点に注意し、給水装置を管理して下さるようお願いいたします。

注 意

- ① 作業前に、価格、業者名、解約条件等について説明を受け、そのことが書かれた書面をもらいよく検討する。
- ② 給水装置(水道本管からの直結部分)を改造するのは、嘉手納町上下水道課の指定した業者しかできません。
- ③ 「試しに無料で(格安で)やってみましょう」と言われ清掃してもらおうと、その後浄水器や活水器等の高額な商品売りつける。
- ④ まちがって契約したとしても契約後8日以内であれば、商品を使用した後でもクーリングオフが可能。
- ⑤ 嘉手納町上下水道課から給水管の清掃を委託することはない。

※ 水道料金は口座引き落とし、又は直接銀行窓口で支払って頂いています。集金人が皆様の家を訪問して料金を徴収することはありません。

以上のことに十分に注意して対応してください。

対応などに不安があればすぐに嘉手納町上下水道課へご連絡ください。

嘉手納町上下水道課 電話番号 代表: 956-1111(内線 176) 直通: 956-4439